

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟による危険を防止するため、市街化が進んでいる地域、野外レクリエーション施設等多数の人が集まる区域や出猟者と住民の接する機会が多い地域について指定に努めてきた結果、第12次鳥獣保護管理事業計画末で20,592.1haが指定されており、銃猟による危険防止に重要な役割を果たしてきた。本計画期間内に期間満了となる区域については原則として再指定を行う。

また、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、熊野古道周辺及び野外レクリエーション等の目的のため利用するものが多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域については、わな猟に伴う危険を予防するため関係機関等と調整を行い、必要に応じて特定猟具使用禁止区域の指定に努める。

なお、本計画にない事項であっても必要と認めたときは指定するものとし、指定期間は原則として10年とする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(B)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	52	箇所											0
	面積	ha 20,592.1	変動面積	ha										0.0
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	0	箇所					0						0
	面積	ha 0.0	変動面積	ha				0.0						0.0

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**	
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(D)	4年度	5年度	6年度	7年度			8年度
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所		1				1						0	52
	面積		53.0				53.0						0.0	ha △53.0
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						0						0	0
	面積						0.0						0.0	0.0

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特定猟具名）	指定面積（ha）	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特定猟具名）	指定面積（ha）	指定期間	備考
令和4年度	海南市 紀の川市 かつらぎ町 有田川町 由良町 御坊市 白浜町 すさみ町	海南市（銃器） 新池（銃器） 大谷（銃器） 吉備中央（銃器） 白崎（銃器） 東山池（銃器） 日置川（銃器） 周参見川（銃器）	1,350.9 2.2 27.0 615.0 20.0 10.0 248.0 5.0	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定					
計		8箇所	2,278.1							
令和5年度	紀の川市 有田川町 御坊市 御坊市・日高川町 すさみ町 田辺市 串本町・古座川町	銚子の口（銃器） 吉原（銃器） 寺池（銃器） 日高川（銃器） 枯木灘（銃器） 東（銃器） 古座（銃器）	80.0 103.0 3.0 261.0 80.0 27.0 720.0	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定（縮小） 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定					
計		7箇所	1,274.0							

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特定猟具名）	指定面積（ha）	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特定猟具名）	指定面積（ha）	指定期間	備考
令和6年度	和歌山市 和歌山市 和歌山市 かつらぎ町 御坊市 日高町 上富田町	紀の川・小豆島（銃器） 和歌山市北部（銃器） 和歌山市南部（銃器） 渋田（銃器） 御坊（銃器） 小中（銃器） 朝来（銃器）	388.0 5,796.0 3,866.0 37.0 615.0 32.0 820.0	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定					
計		7箇所	11,554.0							
令和7年度	橋本市 印南町 すさみ町	隅田町東部（銃器） 切目川（銃器） 高浜（銃器）	270.0 145.0 27.0	10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定					
計		3箇所	442.0							
令和8年度	紀の川市 すさみ町 那智勝浦町	海神池（銃器） 下池（銃器） 狗子の川（銃器）	7.0 35.0 120.0	10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定					
計		3箇所	162.0							
合 計		28箇所	15,710.1							

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

本計画期間内の指定計画はないが、狩猟者の集中的な入猟により人身や財産への危険が予測される場合は、必要に応じ当該区域を銃猟若しくはわな猟を制限する特定猟具使用制限区域に指定するよう努める。

3 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的若しくは高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価したうえで、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、わなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可基準

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 許可条件

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

(4) 既成指定猟法禁止区域

指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
鉛製散弾	知谷池・あさお池 鉛製散弾使用禁止区域	11.5ha	平成15年11月1日～	